



老朽化した危険な空き家の 除却費用を補助します！

「危険空き家等除却補助金」

【補助金の対象となるかたの要件】

- ・空き家の所有者



※不良住宅のイメージ

【補助金の対象となる空き家の要件】

昭和56年5月31日以前に建築され、**不良住宅**に判定された空き家

※ 不良住宅の判定は、事前調査に基づき、市で判定を行います。

※ 空き家と同一敷地内に居宅がある場合は補助対象外となります。

補助金額・・・**上限80万円**（住民税非課税世帯のかた）
上限30万円（上記以外のかた）

※ 補助対象費用の5分の4又は
床面積1㎡につき2万円を乗じた額のいずれか低い額

【注意事項】

事前調査申込受付期間・・・令和8年4月1日から令和8年11月30日

- ・補助金申請の際には、**事前調査が必要**になりますので、まずは下記の問い合わせ先までご相談ください。
- ・補助金交付決定前の工事着手は補助金の対象外となります。
- ・**令和9年1月29日までに工事を完了させる必要があります。**

★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については深谷市ホームページまたは、
補助金の手引き（冊子）をご覧ください。

深谷市役所 空き家に関する補助制度のページ二次元コード →

